

砂川市訓令第31号

令和5年6月27日

砂川市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

（ 別 紙 ）

砂川市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要領の一部を改正する訓令

砂川市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要領（平成24年訓令第32号）を次のように改正する。

題名中「経営開始型」を「経営開始資金」に改める。

第1条中「農業人材強化総合支援事業実施要綱」を「農業人材力強化総合支援事業実施要綱」に改め、「別記1」の次に「新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知。以下「新規就農者緊急対策要綱」という。）、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「新規就農者育成要綱」という。）別記2」を加える。

第2条第2号ア中「第20条」を「第19条」に改め 同条第6号を次のように改める。

(6) 人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）の2の（1）の実質化された人・農地プラン、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等に中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。（以下「人・農地プランに位置づけられた者等」という。）

第2条中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 新規就農者育成要綱別記3雇用就農資金、実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記2農の雇用事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、新規就農者緊急対策要綱の別記2雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ、過去にも受けていないこと。

第2条に次の1号を加える。

(13) 1年目の資金の交付申請を行う日の属する年度の5年度前の4月以降に農業経営を開始した者であること。

第3条第1項を次のように改める。

資金の額は、交付期間1月につき1人当たり12万5,000円（1年につき最大150万円）とし、当該期間は最長3年間（経営開始後3年度目分まで）とする。

第3条第2項中「1年」を「1月」に改め、同項第2号中「所有している」を「所有し、又は借りている」に改め、同条第3項中「1年」を「1月」に、「第1項本文」を「第1項」に、「5年以上」を「3年以上」に、「5年度目」を「3年度目」に改める。

第4条第3項中「農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書」を「農業次世代人材投資資金（経営開始資金）交付申請書」に改め、同条第4項中「農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付決定通知書」を「農業次世代人材投資資金（経営開始資金）交付決定通知書」に改め、同条第5項中「農業次世代人材投資資金（経営開始型）請求書」を「農業次世代人材投資資金（経営開始資金）請求書」に改める。

第5条第6号中「農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産省事務次官依命通知）別記1第11の3」を「新規就農者育成要綱別記2の第10の3」に改め、同条第7号中「総所得」を「世帯全体の所得」に、「350万円」を「600万円」に改め、同条第8号を削る。

第6条第4項ただし書中「実施要綱別記1、第7の2の(6)に規定する交付対象者の中間評価によりC評価相当とされた者」を「やむを得ない理由により就農を中断し、中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間と同期間さらに就農を継続したものに改める。

別記第1号様式から別記第5号様式までを次のように改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行前に、この訓令による改正前の砂川市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要領の規定により申請がなされた資金の交付については、なお従前の例による。

農業次世代人材投資資金申請追加資料

年 月 日

様

住所：

[申請者]

氏名：

(生年月日： 年 月 日： 歳)

北海道農業次世代人材投資事業実施要領の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。
 なお、実施要領の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを保証人の署名又は押印を添えて*1 誓約します。

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 「人・農地プラン」への位置づけ等

集落又は地域名等		<input type="checkbox"/> 位置づけられている	<input type="checkbox"/> 位置づけられる見込み
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている			

4 交付期間（経営開始資金）

年 月	～	年 月
-----	---	-----

5 過去の研修等の経験（就農準備資金交付期間）

年 月	～	年 月
-----	---	-----

6 その他

園芸施設共済等への加入 (園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ)	<input type="checkbox"/> 加入している又は加入予定(月) <input type="checkbox"/> 加入していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等(例:生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等)	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない

青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）への加入	<input type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 加入していない
前年の世帯全体の所得*2	万円
前年の世帯全体の所得が 600 万円を超えているにもかかわらず、資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）	
<p>※本欄は砂川市の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（<input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無） 【所見】</p>	

7 保証人

住 所 氏 名 電話番号
住 所 氏 名 電話番号

添付書類

別添 1：収支計画

別添 2：履歴書

別添 3：離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）

別添 4：経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）

別添 5：経営を継承する場合は、従事していた期間が 5 年以内であることを証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど）

別添 6：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類並びに農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類

別添 7：通帳の写し

別添 8：経営発展支援金交付申請書（支援金の申請を認められた場合）

別添 9：前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）

前年の世帯全体の所得が 600 万円を超える場合は、必要に応じて、生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付

* 1 青年等就農計画等の変更申請で保証人に変更がない場合は記入不要。

* 2 「世帯」とは、本人のほか同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。

「所得」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に定める「合計所得金額」。

収支計画

		計画 1年目	計画 2年目	計画 3年目	計画 4年目	計画 5年目
農 業 収 入	〇〇（作目）	経営規模				
		生産量				
		売上高				
		経営規模				
		生産量				
		売上高				
		経営規模				
		生産量				
		売上高				
	その他					
農業次世代人材投資資金						
収入計①（給付金を除く。）						
		計画 1年目	計画 2年目	計画 3年目	計画 4年目	計画 5年目
農 業 経 営 費	原材料費					
	減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
支出計②						
【参考】設備投資 （内容、金額）						
所得計 ①－②						

注 既に農業経営を開始している場合は実績を記載

1人につき1月当たり12万5,000円（1年につき最大150万円）。夫婦共同経営の場合はこれらの額の1.5倍。

様

砂川市長

青年等就農計画等承認書

砂川市農業次世代人材投資資金（経営開始資金）交付要領第4条第2項の規定により、 年
月 日付けで承認申請のあった青年等就農計画等は、審査の結果、承認することに決定したので通
知します。

農業次世代人材投資資金（経営開始資金）交付申請書

年 月 日

砂川市長

様

氏名

[法定代理人] * 氏名

砂川市農業次世代人材投資資金（経営開始資金）交付要領第4条第3項の規定に基づき農業次世代人材投資資金（経営開始資金）の交付を申請します。

交付対象期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の世帯の総所得 ^{※1} 農業経営開始前の所得に限り、被災による資金の交付休止期間中の所得及び資金を除く額を記載 ^{※2}	(ア)		円
今年の交付金額 ^{※3, 4} 1月当たり1人につき12万5,000円（1年につき最大150万円）	(イ)		円
今回の交付申請額			円
生活費の確保を目的とした国による他の事業の給付等 (例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等)	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない		

※1 経営開始初年度の場合は0円と記載すること。

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から前年の資金を除く額

※3 1円未満は切り捨てとする。

※4 夫婦で受給している場合、この1.5倍を記載する。

資金の振込口座（2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入しなくてもよい。）

金融 機 関 店 舗 名 等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信連 農林中金				店・所	出張所	
	金融機関コード（数字4ケタ）				支店コード（数字3ケタ）		
	預金の種別 (該当のものに○印)		普通預金・当座預金		口座番号 (7ケタに満たない場合は、右づめで記入)		
	ゆうちょ 銀行	記号	1	0	番 号 (右づめで記入)		1
口座名義人		(フリガナ)					
		氏 名					

添付書類（2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は添付しなくてもよい。）

- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類並びに農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類
- ・身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し（夫婦で交付申請する場合はそれぞれの書類））

* 申請者が未成年者の場合は、法定代理人欄に記名、捺印すること。

様

砂川市長

農業次世代人材投資資金（経営開始資金）交付決定通知書

砂川市農業次世代人材投資資金（経営開始資金）交付要領第4条第4項の規定により、 年 月 日付けで交付申請のあったこのことについて、下記のとおり決定したので通知します。ただし、2の事項を遵守しなければなりません。

記

1 交付決定の内容

交 付 対 象 期 間	年 月 日 ~	年 月 日
今回決定する資金の 対象期間	年 月 日 ~	年 月 日
交 付 金 額		円

2 遵守事項

- (1) 農業経営の休止又は中止しようとするときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (2) 交付期間内及び交付期間終了後3年間、毎年7月末日及び1月末日までにその直前の6か月の就農状況報告を市長に報告しなければなりません。
- (3) 交付期間内及び交付期間終了後3年間に居住地を転居した場合は、転居後1か月以内に住所変更報告を市長に報告しなければなりません。
- (4) 次のいずれかに該当するときは、資金の交付を停止します。
- ア 交付要件を満たさなくなったとき。
- イ 農業経営を中止したとき。
- ウ 農業経営を休止したとき。
- エ (2)、(3)の報告を行わなかったとき。
- オ (2)の就農状況の現地確認等により、適切な農業経営を行っていないと市長が判断したとき。
- カ 給付対象者の農業経営開始後の所得が、前年の世帯の総所得（資金は除く。）で600万円以上であったとき。
- キ 国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合
- (5) 次のいずれかに該当するときは、資金の返還を命じます。
- ア (4)のアからオに掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合は、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月も含む。）の資金を月単位で返還しなければなりません。ただし、(4)のア又はエに該当する場合に、病気や災害等のやむを得ない事情として、市長が認めた場合は、この限りではありません。
- イ 虚偽の申請等を行った場合は、全額を返還しなければなりません。
- ウ 第2条第2号のただし書による交付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合は、全額を返還しなければなりません。
- エ 交付期間（休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合には、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額を返還しなければなりません。ただし、やむを得ない理由により就農を中断し、中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続したものを除く。
- (6) 交付申請に関する証拠書類は、資金の交付が完了した年度の終了の日の翌日から起算して5年間保管しなければなりません。
- (7) 資金の交付を受けた者は、法令の定めによるほか、砂川市次世代人材投資資金（経営開始資金）交付要領の定めに従わなければなりません。

農業次世代人材投資資金（経営開始資金）請求書

年 月 日

砂川市長 様

請求人
住所
氏名

印

砂川市農業次世代人材投資資金（経営開始資金）交付要領第4条第5項の規定により、
年 月 日付け 第 号により資金の交付の決定を受けた砂川市農業次世代人材投資資金（経営開始資金）として下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円